

別表(第10条関係)

(単位:円)

施設名等		使用区分	規則第2条に定める事業を行う場合		その他の場合	
			午前9時～ 午後6時 (1時間あたり)	午後6時～ 午後9時 (1時間あたり)	午前9時～ 午後6時 (1時間あたり)	午後6時～ 午後9時 (1時間あたり)
集会室1(和室) 会議室(洋室) 料理実習室	市内	80	160	160	330	
	市外	240	490	490	990	
集会室2(洋室) 集会室3(洋室) 実習室(和室)	市内	50	110	110	220	
	市外	160	330	330	660	
冷暖房機使用料 (1部屋)		40				

(注1) 集会室2及び3を同時に使用する場合は、集会室1の料金に準ずる。

(注2) 規則第2条に定める内容

- 生活環境改善のための活動
- 社会福祉のための活動
- スポーツ・レクリエーションの行事

- 各種の文化活動
- 消費者運動
- 生活安全確保のための活動